

島根大学研究データ管理・公開ポリシー解説

(前文)

島根大学（以下「本学」という。）は、大学憲章に「特色ある地域課題に立脚した国際的水準の研究推進」を掲げている。

優れた研究を行う上で研究データを適切に管理することは不可欠であり、研究データは学術文化の創造や社会の発展に欠かせない知の基盤の一つである。

そこで本学は、研究データを適切に管理し、その公開等を通じた利活用を促進するため、島根大学研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

なお、本ポリシーは、本学における研究データの管理、公開及び利活用に関する方針を示すものであり、関係諸法令や学内規程、その他研究に係る契約等に制約を与えるものではない。

関係諸法令や学内規程、その他研究に係る契約等に制約を与えるものではない。

研究データの管理、公開及び利活用にあたっては、本ポリシーに従うことになりますが、関係諸法令や学内規程及びその他研究に係る契約等は、本ポリシーよりも優先して尊重しなければなりません。

(定義)

1 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究活動を通じて研究者が収集または生成したデータを指し、デジタルか非デジタルかを問わない。

「研究データ」

- ・「研究データ」とは、本学の研究活動を通じて研究者によって収集または生成されたデータを指し、デジタルか非デジタルかを問いません。また、収集または生成した一次データだけでなく、それらを分析・処理して作成された「加工データ」や「解析データ」も含まれます。
- ・研究活動で取り扱うデータとして、「測定データ」、「写真」、「音声、映像などの視聴覚情報」、「実験ノート及びフィールドノート」、「質問票」等があり、これらも「研究データ」に含まれます。
- ・研究者が以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍時にこれらを保持・利用している場合は、本ポリシーの対象に含まれます。
- ・「収集または生成したデータ」の中には、著作権に代表される知的財産権を有するもの（論文、作品など）が含まれる場合がありますが、それらは各法により保護されており、それらが持つ権利は当然に本ポリシーよりも優先します。

本学における研究活動

- ・「本学における研究活動」には、本学の研究者が実施する研究活動のほか、本学のリソース（施設・設備等）を用いて他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者が実施する研究活動を含みます。

- ・本学のリソースを用いて他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者が実施する研究活動に対しても、原則、本ポリシーを適用することとしますが、別途契約等に定めがある場合は、その定めに従います。

研究者

- ・本ポリシーにおける「研究者」とは、本学との労働契約に基づき研究活動を行う教職員に限らず、役員、学部及び大学院で研究指導を受ける学生・研究生、本学が受入・招聘する研究員、その他本学において研究活動を行う者をいいます。
- ・学部学生、大学院学生、研究生、日本学術振興会特別研究員並びに本学において雇用されていない研究従事者（受託研究員、外国人研究者等）は、指導教員あるいは受入教員が研究データの管理について、適切に指導し、責任を持ちます。
- ・学部学生又は大学院学生がリサーチアシスタント等として指導教員以外の教員のもとで研究に携わる場合は、当該研究に関するデータの管理については、同教員の指導に基づいて行います。
- ・他大学等の所属であっても、本学に所属する研究者が研究代表者を務める研究グループの構成員として研究を行う場合、ここでいう研究者に含まれるかどうかは、資金配分機関が求める条件等を勘案し、研究代表者が決定します。

(原則)

- 2 本学は、原則として、研究データを収集または生成した研究者が、その研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認める。

研究データを収集または生成した研究者

- ・研究データの管理や公開については、当該研究データを用いて研究を実施している研究者の判断を尊重します。
- ・複数の研究者が共同して研究を実施する場合には、関係者と協議のうえ研究データの管理に関する権利と責務の所在を明確にしておくことが望されます。
- ・研究データの管理に関する権利と責務を有する研究者が他機関へ転出する場合は、転出前後において、研究データの価値が損なわれることが無いよう、本学及び転出先機関と協議の上、適切に研究データの維持に努めなければなりません。

研究データの管理

- ・「研究データの管理」とは、研究活動を通じて生成される研究データの収集、生成、整理、加工、解析、分析、保存、公開、破棄、共有等、研究活動の開始から終了後までを含む研究データに関わる一連の活動全般を指します。
- ・「研究データの管理」には、研究プロジェクトが行われている間の日々のデータの取扱方法のみならず、どのようなデータを取り扱っていくか等、研究データの管理を体系的かつ効率的に行うための基盤となるデータマネジメントプランの策定も含みます。

(研究データの管理)

3 研究者は、研究データの価値を守るため、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って、適切に研究データを管理する。

研究データの価値を守るため

- ・研究者は、研究データの管理において、その正確性・完全性・追跡可能性等を担保することはもちろんのこと、本学及び本学の研究者の将来の研究活動を阻害することのないよう、オープン・アンド・クローズ戦略に基づく知的財産の保護、適切な研究契約等の締結等を行うことが要求されます。

それぞれの研究分野の特質を踏まえ

- ・「研究データの管理・公開」に対する考え方は研究分野によって異なること、また、本学に所属する研究者の研究分野の多様性に鑑み、研究データの管理・公開は、一律に扱うことではなく、それぞれの研究分野における研究倫理指針（所属学会等による指針等を含む。）を踏まえ管理します。

その法的及び倫理的要件に従って

- ・本学は、原則、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認めますが、研究者は、研究データ管理の実施にあたり、法令、契約、本学が定める規程、各研究分野において要求される倫理的要件等を遵守しなければなりません。

※本ポリシーに関連する主な学内規程は以下のとおり

研究活動の不正行為の防止に関する規則
安全保障輸出管理規則
研究インテグリティの確保に関する規程
知的財産ポリシー
職務発明規程
情報セキュリティ対策基本規程
情報ネットワーク利用規程
オープンアクセス方針

(研究データの公開)

4 研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って、適切な範囲で研究データを公開し、その利活用を促進する。

それぞれの研究分野の特質を踏まえ（再掲）

- ・「研究データの管理・公開」に対する考え方は研究分野によって異なること、また、本学に所属する研究者の研究分野の多様性に鑑み、研究データの管理・公開は、一律に扱うことではなく、それぞれの研究分野における研究倫理指針（所属学会等による指針等を含む。）を踏まえ管理します。

その法的及び倫理的要件に従って（再掲）

- ・本学は、原則、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認めますが、研究者は、研究データ管理の実施にあたり、法令、契約、本学が定める規程、各研究分野において要求される倫理的要件等を遵守しなければなりません。

※本ポリシーに関連する主な学内規程は以下のとおり

- 研究活動の不正行為の防止に関する規則
- 安全保障輸出管理規則
- 研究インテグリティの確保に関する規程
- 知的財産ポリシー
- 職務発明規程
- 情報セキュリティ対策基本規程
- 情報ネットワーク利用規程
- オープンアクセス方針

適切な範囲

- ・研究データの公開に関する判断を行う際、研究者はオープン・アンド・クローズ戦略に基づき判断を下すことが求められます。例えば、知的財産として保護が必要な研究データやプライバシー保護が必要な研究データを公開することは、オープン・アンド・クローズ戦略として適切ではありません。

公開

- ・本ポリシーにおける「公開」とは、アクセス制限なくだれでも利用を可能とする「一般公開」とアクセス権を付与された限定された者が利用できる「共用」を指します。
- ・また、研究データの公開にあたっては、FAIR原則に則ることが望されます。

FAIR原則

FAIRとはデータを「Findable（見つけられる）」、「Accessible（アクセスできる）」、「Interoperable（相互運用できる）」、「Reusable（再利用できる）」にするための一連の原則のことを指します。（『THE FAIR DATA PRINCIPLES』和訳）から抜粋）

（研究データの管理、公開及び利活用の支援）

5 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整える。

研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整える

本学による具体的な支援として、以下のものが考えられます。

- ・「島根大学学術情報リポジトリ SWAN」を通じた研究データ公開基盤の提供
- ・研究データ管理を行えるデジタルプラットフォームの提供
- ・研究データの管理及び公開に際し、留意すべき法令や学内規程に関する情報提供

- ・研究データに関する知的財産の保護に関するアドバイス、共同研究契約における研究データの扱いに関するアドバイス、共同研究契約締結に関する支援

(ポリシーの見直し)

6 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行う。

社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行う

- ・データの管理、公開及び利活用のあり方は、社会・経済システムや学術状況の変化により大きな影響を受けるものであり、また近時、関係法令の改正等も頻繁に行われていることから、本ポリシーについては、適宜見直しを図ることが必要であること明示しました。